

広島県告示第四百三十二号

広島県卸売市場条例（昭和四十六年広島県条例第六十八号）第六条第五項の規定によって、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があった。

平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

許可番号	廃止する卸売業者の名称	所属する卸売市場の名称
広島県第六一号	広北広島北部青果株式会社	広島北部青果地方卸売市場